# 名家建二二一人

平成 29 年 3 月 17 日 (金) 発行:特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会 会 長 堀田 明 TEL/FAX(052)846-5576 NO.451号

# 一第5期障害福祉計画に係る国の基本指針について一 精神分野の成果目標(計画期間が終了する平成32年度末の目標)

#### ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

●精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村の関係者が情報共有 や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏 域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:精神障害者地域移行・地域定 着推進協議会など)を設置することを原則として設定する。



※この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるように、都道府県ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:都道府県(自立支援)協議会専門部会など)を設置することが望ましい。

#### ②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

●住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:都道府県(自立支援)協議会専門部会など)を設置することを原則として設定する。

# ③精神病床における1年以上長期入院患者数について



●地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を障害福祉計画上明確に記載する。

なお、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国の 目標値は、平成26年と比べて39万人から28万人減少になる見込みである。

# 4 精神病床における早期退院率について

●それぞれの地域における保険・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度末までに入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6カ月時点の退院率84%以上、入院後1年時点の退院率90%以上とすることを成果目標として設定する。
※平成27年時点の上位10%の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。

# ⑤地域生活支援拠点の整備について

●各市町村又は各圏域に少なくても 1 つ整備する。

